

5月請求（4月使用）分からの納付書を次のとおり変更します。2ヵ月分の納付書（検針月の前月使用分と検針月の当月使用分）をまとめて隔月に送付いたします。最初の納期限内に次の納期限分を併せて納付することもできます。期限内納付にご協力ください。なお、口座振替を利用されている場合は、1ヵ月分ずつ毎月振替となります。

月使用分

様

納入通知書

お客様の水道料金は次のとおりとなっております。
本書をご持参のうえ、それぞれの納入期限までに取扱金融機関、又はつくばみらい市役所でお支払いください。

つくばみらい市水道課

〒300-2425 茨城県つくばみらい市川崎1886番地
0297-52-6100

つくばみらい市水道料金 納入通知書

つくばみらい市水道料金 収納取扱店控

水道料金納入通知書兼領収証書 使用場所

発行日 年 月 日
納入期限 年 月 日

上記の金額を領収しましたので、通知します。
つくばみらい市水道事業企業出納員 殿

取りまとめ銀行 常陽銀行伊奈支店

(つくばみらい市水道課保存用)

整理番号

年 月 分 (月使用分)

水道料金 (円)

発行日 年 月 日
納入期限 年 月 日

領収日付印

(金融機関等保存用)

検針は、隔月の20日から月末までの期間に行います。その際に発行する「上水道のおしらせ」は次のように変更になり、2ヵ月分の使用水量と請求額が確認できるようになります。

(表)

上水道使用水量のお知らせ

(請求書ではありません)

様

年 月 月請求分
(使用期間 年 月 日～ 年 月 日)

整理番号
メーター番号

①今回指針 m³
②前回指針 m³
③旧メーター水量 m³
④使用水量 (①-②+③) m³
⑤ 月使用水量
④+② 繰越切上 m³
⑥ 月使用水量
④-⑤ m³

月請求分(月使用分) 月請求分(月使用分)
円 円

納付書送年月 年 月

料金の請求は次のとおりになります。
・納付書は、月請求分と 月請求分をまとめて送付致します。
・納付書の発行日は、月20日頃です。
・なお、納期限についてはそれぞれの納付書の請求内容月の納期限までにお支払いください。
・口座振替の方は、月 日と 月 日に振替させていただきます。
・上記の金額は、実際の請求額と異なる場合があります。

用途 □ 口径 mm
検針日 □ 検針員

上水道料金領収証書(口座振替済)

年 月請求分(月使用分)

使用水量 m³
振替金額 円
振替日 年 月 日

年 月請求分(月使用分)

使用水量 m³
振替金額 円
振替日 年 月 日

上記金額をご指定の口座より振替領収いたしました。
つくばみらい市水道事業出納員

※裏面もご覧ください。

(裏)

○水道料金について
※検針は隔月検針です。(地区により検針月が奇数月・偶数月で異なります。)請求は検針水量を2分の1し、検針月の前月使用分と検針月の当月使用分に振り分けて請求させていただきます。

※水道料金表(1ヶ月につき)

口径(mm)	基本料金(円)	従量料金(円/m ³) (消費税込)					
		1~5m ³	6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51m ³ 以上
13	810						
20	1,105						
25	1,355						
30	1,605	105	135	210	252	294	336
40	2,175						
50	2,815						
75	3,740						
100	4,665						

臨時使用 1m³以下 525 1m³につき 525

※料金計算
基本料金(口径別)+従量料金(使用水量)
(1円未満の端数は切り捨てになります。)

○検針にご協力ください。
※メーターボックスの中はきれいにし、上に物を置かないでください。
※犬は出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
※家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる時は、屋外の検針しやすい場所へ移してください。

○水道の中止等について
※現在ご使用の水道を、転出、転居等で使用中止又は使用者変更等される場合は事前に水道課まで、ご連絡ください。

〔漏水の調べ方〕
①メーターのダイヤルを回す。
②メーターのダイヤルを回すと、メーターのダイヤルが動きます。このときメーターのダイヤルが動かない場合は、メーターのダイヤルが壊れている可能性があります。メーターのダイヤルが壊れている場合は、メーターのダイヤルを交換する必要があります。メーターのダイヤルを交換する場合は、メーターのダイヤルを交換する必要があります。

※費用は個人負担です。

○問い合わせ先
つくばみらい市役所 水道課
住所 つくばみらい市川崎1886
電話 0297-58-2111(代表)
0297-52-6100(直通)

※検針方法・時期または、料金算定方法・納入期限等の詳細については、「広報つくばみらい1月号」の10〜13ページをご覧ください。

◆問い合わせ先
水道課(水道事業所)
☎52-6100